

環境保護倫理の変容：動物解放論と土地倫理をめぐる規範的対応と政策的対応

小田，隼輔
九州大学法学部

<https://doi.org/10.15017/26244>

出版情報：学生法政論集. 7, pp.71-85, 2013-03-26. 九州大学法政学会
バージョン：
権利関係：

環境保護倫理の変容

——動物解放論と土地倫理をめぐる規範的対応と政策的対応

小 田 隼 輔

目 次

はじめに

第1章 動物解放論

第2章 土地倫理 —アルド・レオポルド

第3章 倫理の比較、検討

おわりに

はじめに

人間は自然環境を資源として利用することで社会を発達させ、経済的な豊かさを得てきた。それは人間が生活の必要上または自己利益の追求として、原材料や燃料として用いるため、あるいは用地を確保するために天然資源を浪費、破壊した結果の豊かさであった。

「大量生産、大量消費、大量廃棄」型の近代資本主義のもたらす帰結としての過度な環境負荷が、酸性雨、オゾン層破壊、砂漠化現象、地球温暖化等の問題として地球規模の危機となっている。この問題を解決すべく、国家の枠を越えた国際社会全体としての取り組みが求められ、行われてきた。数々の会議を経て、条約や合意が結ばれ、各国がそれに基づき政策を実施してきたことは周知のことである。

しかしながら、その政策、ひいては条約や国際社会の場でなされた合意の前提となる理念に妥当性はあったのだろうか。その妥当性を評価する際に基づく考え方には2種類ある。それは人間中心主義と人間非中心主義である。前者は人間のみを道徳的配慮の対象として、その他のものは人間に利用されるための道具的価値しか持たないとする思想であり、後者は人間以外にも道徳的配慮の対象を拡大する思想である。本稿の目的は、従来の人間中心主義に基づく対策に終始するのではなく、その対策の前提となっている理念を人間非中心主義へと変容させる必要があるのではないかという議論の意義と限界を検討することである。

産業社会の発達にともない顕在化してきた環境問題は、今や国際的な問題の最たるものである。地球温暖化に対しての気候変動枠組条約（1992年）、京都議定書（1997年）、オゾン層保護のためのウィーン条約（1985年）、絶滅危惧種保護のためのワシントン条約（1973年）などの多数の国家間で締結された条約は数多く、また1980年の国際自然保護連合、国連環境計画などによる研究報告書『世界保全戦略』に初めて登場した「持続可能な開発」

の概念は、「環境と開発に関する世界委員会」(WCE D)の4年間の活動をまとめた、1987年のブルントラント委員会最終報告書*Our Common Future*(邦訳名『地球の未来を守るために』)¹により、「将来のニーズを満たす能力を損なうことなく、今日の世代のニーズを満たすような開発」として定着した。その後、1992年の環境と開発に関する国際連合会議において「環境と開発に関するリオ宣言」²と「アジェンダ21」³に具体化され、国連の環境政策の重要な理念として今も位置づけられている。

環境問題への政府や企業の対応は、消費、生産活動の抑制など、あくまで現在の社会経済システムを保持することを前提としている。それは人間のみが内在的価値を有し、道徳的配慮の対象となるという人間中心主義の思想に基づくシステムである。人間以外の存在者は、それ自体に価値があるわけではなく、人間が付与する道具的価値しか持たない。すなわち、人間中心主義において自然は、それ自体自立した価値を有するものとみなされずに、もっぱら人間の利益追求のための資源とみなされる。自然の利用者である人間が利益を得ることができない状況を回避するために、資源の賢明な利用をしようとするのである。前述の「持続可能な開発」もこの論理に基づくものと考えられる。しかしながら、従来の人間中心主義的な政策や対応では今日の環境問題を改善、解消することができないのではないかという議論がある。すなわち、環境問題の解決のためには、これまでの人間中心主義思想から脱却し、人間非中心主義へと変わることが必要であり、現在のシステムを根本的に再検討すべきという主張が環境倫理の分野でなされてきた。その議論の過程を簡単に説明する。

「人間中心主義」という思想についての理解は、一貫していたのではなく変化が見られる。従来の人間中心主義は、「人間が他の存在を支配し、自由に利用しても良い」というものであった。この思想では、人間が自然を無制限に利用することが結果として導き出される。この人間中心主義が現代の環境破壊の原因であるとして、それを批判する人間非中心主義の主張がなされてきた。歴史家リン・ホワイト・ジュニアは「生態学的危機の歴史的

¹ 1987年4月に「環境と開発に関する世界委員会」(WCE D)が公表した報告書。この委員会は、当時のノルウェー首相ブルントラントが委員長を務めたことから、ブルントラント委員会と呼ばれる。本報告書は「将来の世代のニーズを満たす能力を損なうことなく、今日の世代のニーズを満たすような開発」、すなわち、「持続可能な開発」(Sustainable Development)をメインテーマとし、人口、食料、エネルギーなど多様な分野における持続可能な開発に向けての方策を示している。

² 略称リオ宣言。1992年の環境と開発に関する国際連合会議(通称・地球サミット)で合意された重要文書の一つである。簡単な前文と27の原則から構成される。持続可能な開発を中心的な理念とし、環境と開発の関係についての基本的な考え方を示している。リオ宣言には開発途上国側の意見が多く取り入れられ、原則2では自国資源の開発権が明記され、原則7では地球環境問題に対する先進国の責任が強調されている。原則11では「一部の国が適用した基準が、他の国、特に発展途上国にとっては不適切」であることを指摘するなど、発展途上国の開発の自由への配慮が見られる。

³ 1992年の地球サミットでリオ宣言などととも採択された文書の一つ。リオ宣言に掲げられた、21世紀に向けた持続可能な開発を実現するための行動計画。4部構成全40章から成る。女性や貧困人口など対象分野は広く、各国アジェンダの実施状況を監視する「持続可能な開発委員会(CSD)」が国連に設置された。さらに国レベルでの行動計画や地方自治体レベルの行動計画(ローカルアジェンダ21)も策定されている。

根源」(1968年)の中で人間中心主義を批判し、この思想の根源には西洋文明の根幹であるキリスト教の教義があると指摘した⁴。それに対し反論は種々あった。オーストラリアの哲学者ジョン・パスモアは『自然に対する人間の責任』(1974年)を著し、人間中心主義の立場を擁護した。人間は自然の「管理者」としての責任を有し、発生している環境問題はその責任を果たしていないことが原因であるとする。つまり、新しい倫理が必要なのではなく、伝統的な西洋の倫理へと立ち返ることで環境問題に対処することができるかと主張した。このように人間中心主義からも環境倫理は論じられ、人間非中心主義との対立を中心とした環境倫理の論争が展開された。しかしその後、現実を与える効果や影響から評価すべきというプラグマティズム(実用主義)の思想から環境倫理を論じる環境プラグマティズムの立場も登場した。本稿は実用主義の観点も考慮し、実際の政策的側面における効果も検討する。

人間非中心主義は人間以外の存在者にも固有価値を認め、道徳的配慮の対象に含める。その対象の範囲によって人間非中心主義はいくつかに分類できる。その対象範囲の狭い方から、痛みを感じる能力などを持つ高等動物を含める「感覚能力中心主義」、植物も含めて、生命を有するすべての生物も対象とする「生命中心主義」、個性のない種や、土地、水などの無生物までも含める「生態系中心主義」となる⁵(図)。

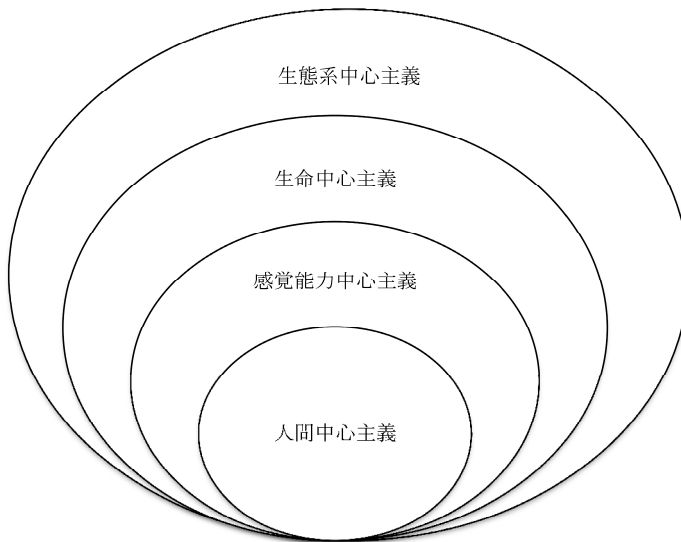


図 道徳的配慮の対象領域

⁴ その根拠としたのは創世記第一章の中の次の文言である。「産めよ、増えよ、地に満ちて地を従わせよ。海の魚、空の鳥、地の上を這う生き物すべて支配せよ」(創世記1・28)

⁵ 人間非中心主義の分類は論者によって異なる。本稿では、コンラート・オット編(滝口清栄監訳)『越境する環境倫理学——環境先進国ドイツの哲学フロンティア』現代書館、2010年、55-62頁を参考に筆者が分類した。その他、異なる分類をしているものに、高橋広次『環境倫理学入門』勁草書房、2011年、62-4頁などがある。

人間中心主義と人間非中心主義の対立が最初に現れたのは、19世紀初頭のヘッチヘッチー溪谷へのダム建設をめぐる論争であったと言える。サンフランシスコの慢性的な水不足解消のために、ヨセミテ国立公園内のヘッチヘッチー溪谷のダム建設計画の申請が1908年になされたことからこの対立が生じた。それは、経済開発を重視し、自然環境を資源として適切かつ賢明に管理、利用することを目指す人間中心主義的な「保全」(conservation)の立場と、自然は人間の開発のための資源ではなく、それ自体固有の価値を有するのであり、そのままの状態で保存すべきであるとする自然中心主義的な「保存」(preservation)の立場の論争だった。「保全」派のギフォード・ピンショール(1865-1946)、「保存」派のジョン・ミューア(1838-1914)が中心となってなされた論争は、1913年にダム建設が下院にて決定されたことにより「保全」派の勝利に終わったが、1916年に国立公園法が制定され、公園内の開発が困難になったことから環境保存の思想のアメリカ国民への広がりを認めることができる。

人間中心主義からの脱却を目指す動きは1970年代に活発化した。

功利主義に基づき、科学的な自然利用を実現することに論理づけられる「保全」の思想であるのに対し、自然物そのものために保護しようとする「保存」の論理は人々の感性に訴えかけるにとどまり、それ以上の論理に欠けていると言わざるを得ない。そこで、倫理的、法学的に正当化するために自然物そのものの権利すなわち、道徳的適格性や法的な当事者適格性を根拠づける必要がある。自然物の法的当事者適格性を論じたカリフォルニア大学の教授クリストファー・ストーン「樹木の当事者適格——自然物の法的権利について」(1972年)は画期的な内容であった。彼は、社会の変化にとまらぬ、法人などこれまで権利を認められなかったものにまで権利を与えてきたことから、森や海などの自然物にも法的権利を与えることが可能ではないかと論じた。1960年代後半から行われていた、ミネラル・キング溪谷における大規模リゾート開発計画とそれに反対する自然保護団体シエラ・クラブの運動は、シエラ・クラブが計画を許可した内務長官のモートンの許可の違法の宣言と事業の執行差し止めを求めて出訴したことにより裁判に発展した。第1審で認められた当事者適格は、法律上保護された利益の侵害がないとして第2審で覆された。ストーンは、上告審に間に合わせるために上記論文を完成させ、最高裁に送付した。結果として4対3という僅差で上告は棄却されたが、彼の論文に深く共感し、本訴訟は「シエラ・クラブ対モートン」ではなく「ミネラル・キング対モートン」と名づけるのが適切と述べたダグラス判事の少数意見とともに彼の議論は新聞等により全国に知られることになった。人間以外の自然物の法的当事者適格が争われたこの訴訟は「自然の権利」訴訟⁶の先駆けと

⁶ 日本では、ゴルフ場開発により生息地を脅かされるアマミノクロウサギなどを原告として表示してなされた、ゴルフ場開発の差止請求訴訟、いわゆるアマミノクロウサギ訴訟(鹿児島地裁平成13年1月22日判決)が自然の権利訴訟の代表例である。本判決では、「原告らの提起した『自然の権利』(人間もその一部である『自然』)の内在的価値は実定法上承認されている。それゆえ、自然は、自身の固有

なった。

環境問題が顕在化、深刻化するにつれ、上記のように、これまでの人間中心主義から、人間非中心主義の方向へと思想が変化している。本稿は、人間中心主義からの変化の中で、動物などの自然物にも法的当事者適格など人間のものと同化した権利を与えうる人間非中心主義の思想はどのような影響力を持つのかを検討することで、今日の人間非中心主義の論理とその問題点を明らかにすることを目的とする。その際、人間非中心主義を論じる2つの立場、すなわち「動物の解放」や「動物の権利」の思想（以下動物解放論とする）と土地倫理をそれぞれ章立てて取り上げる。動物解放論を主張する立場は、上述した分類では「感覚能力中心主義」に当たる。しかし、土地倫理の主眼は動物だけではない。それは、土壌、水、植物、動物も含めた「土地（land）」にまで、倫理が適用される共同体の範囲を広げるものであり、時に個体の利益を制限したとしても全体の利益を優先するという全体論的な主張である。上記の分類では、生態系中心主義の主張といえる。

以上の問題意識に基づき、次のように議論を展開する。第1章では、功利主義に基づき動物の解放を訴えたピーター・シンガーの議論と、カントの義務論の延長上にある権利論の立場から「動物の権利」を論じたトム・レーガンの議論を、第2章で、全体論的な主張である土地倫理を提唱したアルド・レオポルドの議論をそれぞれ考察する。以上の議論を受けて第3章でそれらを比較、検討して現代に望ましい倫理を模索する。その際に本稿では倫理規範的側面と政策的側面から検討する。それにより、倫理的側面において妥当する理念であっても、政策として現実に人間の利益を制限するほどの影響力を有するの可否かを明らかにし、ひいては従来人間中心主義と人間非中心主義の論争の意義と限界を検討することが可能であると考えられる。

第1章 動物解放論

第1節 功利主義 —ピーター・シンガー—

人間中心主義からの脱却を目指す動きの中で誕生した動物解放論は、当時、オーストラリアのモナシュ大学の哲学教授であったピーター・シンガーの著作、『動物の解放』（1975年）が先駆けとなって世界中に拡大した。動物解放論とは、動物に対し人間は残虐な扱いをしてはならず、動物もまた道徳的な扱いを受ける権利を有すると主張する思想である。具

の価値を侵害する人間の行動に対し、その法的監査を請求する資格がある。これを実効あらしめるため、自然の保護に対し真率であり、自然をよく知り、自然に対し幅広く深い感性を有する環境NGO等の自然保護団体や個人が、自然の名において防衛権を代位行使し得る。）という観念は、人（自然人）及び法人の個人的利益の救済を念頭に置いた従来の現行法の枠組みのままでも今後もよいのかどうかという極めて困難で、かつ、避けては通れない問題を我々に提起したということが出来る」と締めくくっている。その他、オオヒシクイを原告として表示して提起された訴訟（水戸地裁平成8年2月20日）などもあるが、いずれの訴訟においても自然物の原告適格は認められていない。

体的には、工場畜産や動物実験、狩猟などを廃止することを求める。

一般的に、個々の動物や種の保護を求める議論には2つの類型がある。人間中心主義に基づくものと生命中心主義⁷に基づくものである。人間中心主義は、人間が利益を得るために動植物を利用することに主眼を置く。たとえば、医療や食糧、産業などの観点から直接的・間接的に人間にもたらされる利益のために生物種の保護を求める。つまり、人間中心主義は人間のみを倫理的配慮の対象とし、あるいは人間にのみ内在的価値を見出す。人間以外の動植物は道具的価値しか認めず、人間の利益に供する限りで生物種を保護すべきだとする。それに対し、生命中心主義の立場は、生物種が本来持つ固有価値に主眼を置き動物そのもののために保護すべきだとする。人間以外の自然物をも倫理的配慮の対象とし、内在的価値を認める。人間中心主義から脱する試みとして人間非中心主義、あるいは生命中心主義を目指す傾向がみられる。シンガーの議論や、第2章で取り上げる土地倫理もその試みの一つといえる。

動物解放論の根拠には大きく2つの立場がある。功利主義と権利論である。功利主義の代表的な論者であるシンガーの議論を第1節で取り上げ、権利論の代表的論者のレーガンの議論については次節で取り上げる。以下では、『動物の解放』改訂版（人文書院、2011）の内容を中心にシンガーの主張を検討する。ただしシンガーは権利という言葉を用いて主張を展開しているわけではない。

シンガーは黒人や女性に対する人種差別（racism）や性差別（sexism）と同様に、単に種が異なるというだけで動物に道徳的地位を認めないことは種差別（speciesism）であると非難する。彼は功利主義に基づき、苦しみを感じる能力を持つことにより道徳的配慮を受ける資格を有するとして、動物にも人間同様の利害を認め、動物の解放を訴えた。人間の都合のために動物に苦痛を強いることは許されない。生命の行動原理は、快楽を求め、苦痛を避けることであり、快楽は善、苦痛は悪である。生命は幸福を最大化し、あるいは不幸を最小化しようとする。苦痛を感じる能力という点で人間と動物——少なくとも、人間と同様な高度に複雑な神経系統を持つ動物（哺乳類や鳥類）——には相違がなく、ホモ・サピエンスという種が他の種よりも道徳的に優越しているということは認められず、動物

⁷ 生命中心主義を主張する代表的論者として、ポール・W・テイラーを挙げる。テイラーは『自然への畏敬——1つの環境倫理学の理論』（1986年）の中で生命中心主義の核をなす4つの信念を以下のように示す。小原秀雄監修『環境思想の系譜—環境思想の多様な展開』東海大学出版会、1995年、92-5頁。

- (a) 他の生物と同じ意味合いと条件のもとで、人間は地球の生物共同体の一員を成す。
- (b) 他のすべての生物種同様、人間という種は相互依存のシステムの中の不可欠な要素である。そのシステムの中では各生物の生存は、豊かにあるいは貧しく暮らす可能性同様に、まわりをとりまく環境の物理的条件だけでなく他の生物との関係によっても決定される。
- (c) 各々がそれぞれの方法でそれぞれの幸福を追求するという意味で、すべての生物は生命の目的論的中心をなす。
- (d) 人間は他の生物に本質的に勝っているわけではない。

もまた人間と同様に道徳的配慮の対象となる。

シンガーは平等主義を主張する。「最大多数の最大幸福」を目指す功利主義では多数派の利益のために、時に少数者に不利益を強いるが、功利主義者ジェレミー・ベンサム「各人を一人と数え、誰のことも一人以上には数えない」という公式、言い換えれば、「利害を持つすべての存在者の利害を配慮し、どの存在者の利害も他の存在者の同様な利害と等しく扱うべき」という平等を求める論理を人間以外にも適用する。彼は事実的な平等とは異なる、道徳的な平等を動物に認めるのである。

道徳的配慮を受ける資格として、理性の有無や言語能力ではなく、苦痛を感じることができるかどうかを掲げるシンガーの主張にとって根本的な問題となるのは、人間以外の動物も苦痛を感じる能力を有するのかどうかということである。他者の苦痛は、行動や徴候など外部に現れる指標から推測することしかできない。人間のものとした神経系を持つ他の種、とりわけ哺乳類や鳥類のような「高等な」動物には、人間が他者の苦痛を推測する際の外的な行動上の徴候が認められる。そのことから彼は、たとえば身もだえやほえ声、苦痛の原因を避けようとする試みなどから、言語を持たない動物に関しても、他人について推測するのと同様に苦痛を推測できるとする。

言語を持たない動物を道徳的配慮の対象とすること、ひいては苦痛を想定することに否定的な2つの議論に彼は反論する。こうした議論の第一は言語を持たないものに意識状態を想定することは無意味であるとするもの、第二は他の存在者の苦痛を推測する際の最良の手段は言語であるとするものである。シンガーは前者に対して、苦痛は概念的思考などよりも原始的な状態であり、言語とは無関係である。また感覚や感情の表現として人間も非言語的な方法を用いることから、言語を持たない生物は苦痛を感じることができないとすることを否定する。後者に対しては、「苦しい」という話し手が嘘をついていることもあり、考えられる最良のものでも、唯一の手段でもなく、動物の苦痛を推測するには行動上の徴候と、人間との生物学的な類似性についての知識があれば足りるとする。さらに強力な根拠として、言語を使用できない幼児は苦痛を感じないとすべきなのであろうかと問い、つまるところ、他の動物と比べ、幼児の反応の方がよく理解されるのは単に知識量の違いであり、大人の行動に照らして幼児の行動が理解されるように、人間の行動に照らして動物の行動も理解できると指摘する。彼が挙げる問題点は、魚類や爬虫類のような他の脊椎動物と人間との類似性はまだ強いと思われるが、牡蠣や昆虫などについては苦痛を感じる能力の有無は全く分からないということである。

それに加えて、シンガーの議論には次のような問題がある。第一に、道徳的配慮を受けべき苦痛を感じることができる動物の範囲が不明確であること。つまり、配慮の対象となる動物とそうではない動物との間の基準は不明確であり、その線引きは人間の恣意に基づくものになってしまうということ。第二に、動物の生活を妨害しない義務を負うのかどうか、たとえば農業のために柵を設けるなどした場合、野生動物の自由に往来する利益を

害すると言えるのではないかということ。第三に、不自由なく飼育された牛が、安楽的な方法により屠殺されて食用の肉とされたとき、量的な苦痛は少なく、肉食を好む人間に快楽を与えることから、功利計算、快苦計算の結果、屠殺が認められ、肉食主義の主張を徹底できなくなるといった批判がある⁸。功利主義にともなう以上のような問題点を克服し、より効果的な主張を展開しようとしたのが次節で見るトム・レーガンの権利論である。

第2節 権利論 —トム・レーガン

トム・レーガンの権利論はカントの義務論の延長線上にある。権利論と同様に動物の権利を論じる功利主義は、肉食主義などの行動の結果として害を受ける動物の数と害の程度が減少し苦痛を減らしたという事実が求められる帰結主義の思想であるのに対し、権利論では、たとえば、他の多くの人々が肉食を続け、結果として動物が害される状況が変わらなかったとしても、それとは無関係に肉食主義は正しいものとされる⁹。

レーガンは動物の快苦の感情ではなく、存在そのものに価値を見出し、動物の「固有の価値」を尊重すべきであると主張する。カントは、人格は「目的自体」として無条件に尊重されるとし、目的自体が固有の価値であり、道徳的権利の基礎として尊重されるとした。レーガンはこの固有の価値の範囲を一定の動物にまで拡張したのである。ある存在者に、道具的価値ではなく固有価値を認めるというカントの議論にならうレーガンであるが、カントの理性基準には従わない。理性を有する人間のみ権利を尊重する義務があるということを否定するために、彼は「限界事例」(marginal case)を用いる。限界事例の具体例としては、理性能力のない新生児、精神障害者や植物人間などが想定できる。カントの議論によれば、彼らに固有価値は認められず、したがって動物と同様の扱いを受けても良いということになる。この結論は直感的に非難されるであろう。固有価値を認める基準として、理性能力よりも広範囲を包括するものが設定されるべきである。

そこでレーガンは道徳的能動者 (moral agent) と道徳的受動者 (moral patient) の区別をおこなう。前者は、自分の義務を理解し、行動を選択し、その選択に対し責任を負う。これに対し、限界事例で挙げた者たちは後者である。彼らは義務も免除され、責任を負うこともないが、だからといってたとえば医療の人体実験に使われるなどといったことは許容されず、彼らもまた固有の価値を有し、道徳的配慮の対象となる。限界事例で挙げた彼らと同様に、動物も道徳的受動者としての権利を有するというのがレーガンの主張である。

レーガンは、権利論の原則として「敬意の原則」、すなわち固有の価値を有するものはしるべき敬意を払われるべきであるという原則を挙げる。彼によれば、道徳的に敬意を払われるべき固有価値を有する「生命の主体 (subject of a life)」として、「一歳以上の精

⁸ 高橋、前掲書、77-80頁。

⁹ トム・レーガン著 (青木玲訳)「動物の権利の擁護論」小原監修、前掲書、31頁。

神的に正常な哺乳類」はその基準に当たるとされる。生命の主体の条件として、「信念と欲求、知覚、記憶、（自分自身の未来を含む）未来の感覚、快苦の感覚および情緒的生活、選好と福祉の利害、自分の欲求や目的を追求するために行為を開始する能力、通時的な心身の同一性、他者にとっての効用や利害の対象であることと論理的に独立した自分自身の生を送るという意味での独自の福祉を持つこと」¹⁰を挙げている。

レーガンの権利論には次の二点の問題がある。第一に、「固有の価値」という概念が不明確であること。「他人の利益になるかどうかとは独立である」「生の主体条件を満たしていることは必ずしも必要条件とはいえない」などと説明されているが、積極的な定義はなされていない。また、生命の主体基準を満たすことがなぜ固有価値を有すると認められるのかも不明確である。第二に、理論の一貫性に欠けるということ。動物の権利を強く主張するレーガンではあるが、人間と動物の利害が衝突する状況において人間を優先することを認めている。たとえば、四人乗りの救命ボートに四人の人間と一匹の犬が乗っており、誰か一人（あるいは一匹）を降ろさなければ全員が死んでしまうという状況を想定する。彼は、犬と人間とでは危害の大きさが違うとして、危害を最小にすべく犬を降ろすと結論した。では人間一人と何匹の犬であれば結論は変わるのでしょうか。この論理は一貫しているとはいえない。

第2章 土地倫理 —アルド・レオポルド

第1章では感覚能力中心主義の主張である動物解放論として、シンガーの功利主義、レーガンの権利論とそれぞれに対する批判について述べた。本章では、それらを包摂する生態系中心主義の源流と言える、アルド・レオポルドの土地倫理について説明する。

これまでの倫理則には、個人は相互に依存しあう共同体の一員であるという前提があった。しかし、レオポルドが提唱する土地倫理はその対象を拡大する。「土地倫理とは、要するに、この共同体という概念の枠を、土壌、水、植物、動物、つまりはこれらを総称した『土地』にまで拡大した場合の倫理をさす」¹¹。この土地倫理は、彼の著書、『野生のうたが聞こえる』の最後の章で述べられた思想である。

レオポルドはイェール大学林学科卒業後、1909年農務省に入省、森林局初代長官ギフォード・ピンショ어가設立した林野部に当初から参画し、アリゾナ州南部の国有林の森林官助手となった。その後は、1924年に合衆国森林産物研究所の副所長に就任、1933年にウィスコンシン大学農業経済学部の教授となる。1935年にレオポルド主導の自然再生事業が開始されると同時期に、彼は放棄農地を購入し、私的な農地再生をはじめた。そこでの実践

¹⁰ 鶴田尚美「動物に権利はあるか」丸山徳治他編『岩波応用倫理学講義 2 環境』岩波書店、2004年、210頁。

¹¹ アルド・レオポルド（新島義昭訳）『野生のうたが聞こえる』講談社学術文庫、1997年、318頁。

と観察と思索が1949年の*A Sand County Almanac* (邦訳名『野生のうたが聞こえる』講談社学術文庫、1997年) に著された。

土壌、植物、昆虫、鳥と齧歯動物やその他様々な動物、そして大型肉食動物からなる食物連鎖とエネルギーの循環の生物相というメカニズムを彼は「土地ピラミッド」と称し、このピラミッド全体に共同体の概念の枠を拡大するべきであると論じた。倫理は、当初は個人同士の関係を律するものであったが、次第に個人と社会の関係を律するものへと変化してきた。よって、「人間と、土地及び土地に依存して生きる動植物との関係を律する」土地倫理は、「進化の道筋として起こりうることであり、生態学的にはぜひ必要なことである」と主張し、「要するに、土地倫理は、ヒトという種の役割を、土地という共同体の征服者から、単なる一構成員、一市民へと変えるのである」¹²とまとめる。土地倫理において、「物事は、生物共同体の全体性、安定性、美観を保つものであれば妥当だし、そうでない場合は間違っている」¹³という基準により評価される。

彼は自然保護を、土地の健全性、つまり土地が自己再生をする能力を理解し保存することとみなす。土地利用をすべて経済的な観点からとらえてしまえば、共同体の重要な機能を害し、荒廃させるばかりである。生態系に対する良心の表れとしての土地倫理は、土地の健全性に対する個人の確固とした責任を示す。土地への愛情、尊敬、感嘆の念を持ち、経済的価値にとどまらない価値を評価することが、土地倫理を成立させるために必要である。

この土地倫理の意義として二点挙げられる。第一に、個体を過度に重視し、共同体の相互依存関係を無視した視野の狭い政策を回避することができる。その一例として、アメリカのイエローストーン国立公園の事例を簡単に説明したい。イエローストーン国立公園は、ワイオミング州北西部を中心に位置する、1872年にアメリカで最初の国立公園に指定された国立公園である。温泉や間欠泉を有し、またヘラジカやバイソン、オオカミなどの多様な野生動物の生息地でもあり、豊かな自然環境でその名を知られる。しかしながら、この公園では一度オオカミが絶滅したことにより生態系のバランスが崩れかけた。シカやバイソンの保護のために、野生のオオカミの駆除が行われた結果、シカなどの増え過ぎによる食害が発生するなどの影響が出たのである。1995年にオオカミの再導入が行われ、現在ではある程度生態系のバランスが回復したようである¹⁴。第二に、自然と人間の利益が衝突した際に、自然を優先的に保護するように求める事が可能である。たとえば、「はじめに」で述べたミネラル・キング溪谷の開発をめぐる争いのように、人間の利益のために自然破壊は許容されてしまう。開発を止め、不可逆的な自然破壊を防ぐためには、害を受け

¹² 同上書、319頁。傍点原文。

¹³ 同上書、349頁。

¹⁴ Laundre, J. W., L. Hernandez, and K. B. Altendorf, "Wolves, elk, and bison: reestablishing the "landscape of fear" in Yellowstone National Park, U. S. A.," *Can. J. Zool.* 79, 2001, pp. 1401-1409.

る当事者として人間が訴えを起こすしかない。つまり、害を受ける当事者がいなければ開発を止めることは出来ない。しかし、生態系という共同体全体の利益を優先する土地倫理であれば、たとえ当事者でなかろうと共同体の利益のために自然保護を求めることが可能である。

土地倫理がはらむ問題点としては次のような二点が挙げられる。第一に、生態系中心主義という全体論的な倫理の根拠と基準が曖昧であること。つまるところなぜ生態系を保護しなければならないのか、また全体性、安定性、美観をどの程度維持すれば良いのか不明確である。第二に、環境ファシズムに陥るのではないかという点である。すなわち、全体の利益のために個体の権利は制限されるのである。生態系中心主義を突き詰めれば、増えすぎた人間を「間引く」ことも認められそうである¹⁵。

第3章 倫理の比較、検討

本章で、以上で考察した動物解放論と土地倫理を比較、検討することにより、現代に望ましい倫理を模索したい。その際、倫理規範的側面と政策的側面の2つの側面から検討する。結論として、筆者は土地倫理が望ましいと考える。しかし、政策的側面においては、前章で述べた土地倫理の解釈に変更を加える。すなわち、人間中心主義に基づく土地倫理の解釈を提示する。その意図は、政策的側面においては実践的な思想が求められるためである。政策への反映が困難な人間非中心主義は紛争解決などの場面で現実的な影響力を持たないと言わざるを得ず、政策的側面においては、少なくとも現状では人間中心主義の方が実践的である。以上のことを踏まえ、土地倫理の人間中心主義的な解釈を提示することで、その実践的な意義を確認する。以下で、まず土地倫理の再考を行い、これまでの議論を整理する。その後2つの側面からそれぞれの主張を比較、検討する。

人間非中心主義の中でも生態系中心主義の主張であると述べた土地倫理であるが、別の解釈もなされる。それは人間中心主義としての解釈であり、自然を、経済的利益を生み出す資源としてのみ捉えることをやめ、適切な管理を行うように訴えるのもであると理解する。それはレオポルドが「森林管理」を仕事としており、「人間が自然を『管理する』』といういわゆる『人間中心主義的』発想も見て取れる」¹⁶と解する。あるいは、人間の技術は進化の秩序とは異なる秩序を生み出すことになるため、生態系の保護に適正な技術でなければならず、「レオポルドの土地倫理とは、まさにそのような技術のタイプを弁別し、地域

¹⁵ J・B・キャリコットは論文の中で、適切な人口は熊の倍程度であろうと述べている。もともと、彼は人間の「間引き」を推奨していたわけではない。J・B・キャリコット（千葉香代子訳）「動物解放論争—三極対立構造」小原監修、前掲書、59-80頁。

¹⁶ 山内廣隆『環境の倫理学』丸善、2003年、106頁。

生態系についてそのような技術を選択すべきだと主張するもの」¹⁷であると論ずるものもある。また、土地倫理への批判の第一としてあげた、生態系を保護しなければならない理由が不明確であるという点に関して、彼がなぜ生態系、生物共同体の概念から、倫理規範を導き出したかという問いに対しては、一種の直感であったとしか答えられない¹⁸。この直感とは、「人間の生命と他の一切の生命を尊重することによって、生きた大地・地球を未来世代に継承することが人間の高貴さだ、という直感」¹⁹である。以上のように、自然は人間による管理の対象であるとして、土地倫理の人間中心主義としての解釈もなされるのである。

ここまでの議論を整理する。第1章で考察した、感覚能力を持つ動物を道徳的配慮の対象とする、個別主義である動物解放論は、道徳的配慮の対象を自然にまで拡大する環境倫理の一分野における議論であるといえる。その環境倫理の源流とみなされる、2章の土地倫理は共同体の枠を土壌や水にまで拡大した生態系中心主義という全体論的な主張を展開した。しかし、その土地倫理には生態系中心主義の思想としての解釈と、自然の適切な管理を訴える人間中心主義の思想としての解釈が存在する。以下でそれぞれの議論の比較を行う。前述したように、比較の際には倫理規範と政策的側面の2つに場合分けして検討する。

倫理規範的側面

まず政策としては実現しないまでも、倫理規範として共有された場合である、倫理規範的側面において、動物の権利を訴える人々は世界中に一定数存在する。たとえば1824年に設立された英国王立動物虐待防止協会（RSPCA）に代表される動物福祉団体や、動物の倫理的扱いを求める人々の会（PETA）などの動物権利団体が世界中で設立され、活動している。また、法的拘束力は持たないものの、1989年に発表された「世界動物権宣言」²⁰の前文には「すべての生物は生来の権利をもち、神経組織をもつすべての動物は特別の権利をもつ」と明記され、第一条で生存権、第二条で尊敬される権利が規定され、娯楽や研究目的の動物の使用は動物の権利に反するものとされた。このように動物解放論は倫理規範として現状でも一定の影響力を持っていることは認められるが、規範として確立した場合、肉食主義の徹底や動物実験の事実上の全廃などは人間の利害と極端に対立してしまう。

土地倫理が倫理規範として確立した場合、野生生物の保護をはじめ、生態系全体の利益

¹⁷ 丸山徳次『『土地倫理』再考—人間—技術—自然』丸山他編、前掲書、13-14頁。

¹⁸ 同上論文、14-17頁。

¹⁹ 同上論文、17頁。

²⁰ 1978年10月15日に、パリのユネスコ本部で宣言された旧「世界動物権宣言」は動物を人間との関係により細かいカテゴリー分けしていたが、89年宣言は、その分類をしていないこと、第九条で動物への法人格の付与を定めていることなどから、動物中心主義の立場を強めたと言える。青木人志『動物の比較法文化』有斐閣、2002年、61-7頁。

に資するか否かという統一的な観点から自然保護を実施することができる。また、本稿の「はじめに」で述べた自然の権利訴訟として争われるような、人間の開発のために生態系が害されることは忌避される。人間中心主義的解釈でも、経済的見地からのみの自然の利用からの脱却と人間による適切な管理が目指される。

政策的側面

次に、それぞれの倫理に立脚した政策がなされるのであろうかという、政策的側面において、動物解放論はほぼ実現不可能だと言わざるをえない。肉食主義や動物実験の全廃などを実際に人々に義務として課し、罰則などを設けて行為を制限することは現状ではあまりにも抵抗が大きい。現状でも動物愛護管理法など、動物虐待を禁止する法律は施行されているが、あくまでも人間による動物の使用は認められる、すなわち「動物福祉」²¹の範囲での動物への配慮がなされるのみである。また、世界動物権宣言が主張するような法的当事者適格などを人間と同様に与えることは、動物が感覚能力を有しているとしても正当化されない。動物解放論の政策としての実現可能性は限りなく低い。

それに対し、土地倫理は、理念の上で今日の環境保護の政策と調和する。そのことは1992年の地球サミットのリオ宣言第7原則の次の文言から読み取れる。「各国は、地球の生態系の健全性および完全性を、保全、保護及び修復するグローバル・パートナーシップの精神に則り、協力しなければならない。」しかし、政策の側面においても、やはり自然それ自体に内在的価値を見出しているわけではなく、人間中心主義が根本であることに変わりはない。自然は人間の利用の対象とされたままであり、人間の利害に関わらなければ政策として実現されない。たとえば1992年の生物多様性条約の前文には、「生物の多様性が有する内在的な価値並びに生物の多様性及びその構成要素が有する生態学上、遺伝上、社会上、経済上、科学上、教育上、文化上、レクリエーション上及び芸術上の価値を意識し」と書かれているが、このような条約の前文などに理念として掲げられる「内在的な価値」は条約や国内法の条文に十分に反映されていないのが実情である。事実、生物多様性条約第三条では、「諸国は、国際連合憲章及び国際法の諸原則に基づき、自国の資源をその環境政策に従って開発する主権の権利を有し」とあり、加盟国に、自国の自然資源の開発の権利を認めている。このように政策的側面において実際になされる環境保護は人間中心主義に基づ

²¹ 人間による動物の利用を認めつつも、動物が被る苦痛は最小限に抑えなければならないとする考え。現在では、動物福祉の観点から、動物実験に関する国際的なガイドラインが設定されている。国際医学団体協議会（C I O M S）の「医学生物学領域の動物実験に関する国際原則」（1985年）は、動物学者ラッセルと微生物学者パーチが1959年に提唱した「3R」すなわち、置換（replacement）、削減（reduction）、洗練（refinement）の3原則を中核とした11条の原則を示している。置換とは、できるかぎり下等生物や培養細胞を用いた実験に置き換えること。削減とは、実験に用いる動物数を必要最小限にすること。洗練とは、技術の向上により動物の苦痛を減らすことである。加藤尚武他編『応用倫理学事典』丸善、2008年、9頁。

くものである。土地倫理には人間中心主義としての解釈が存在することはすでに述べた。経済的見地からのみではない、人間による自然の適正な管理をするべきであるという解釈であれば、上記のような政策にも親和的であり、実践的であるといえる。

政策的側面における「自然の権利」訴訟問題も土地倫理であれば対応可能である。土地倫理は原告適格の制限を実質的に廃することで、裁判による自然保護の達成を促進する。

「自然の権利」訴訟は司法の場において一定の効果をもつ可能性がある。それは、「自然破壊的な行為が人間の権利を直接に侵害しない場合でも、自然物の名においてその差し止めを要求できる」²²ためである。しかしながら、日本において、自然物に原告適格を認めるのは困難である。民法では第二章「人」、第四章「物」と規定し、明確に人と物を分ける二元論の立場に立っている。法律上の権利主体となるのは「人」のみであり、権利の客体にとどまる「物」である自然物に原告適格を認めることはできない²³。人間非中心主義から裁判による自然保護を論じる際にはこのような原告適格の問題が生じる。

しかし、生態系を重視する土地倫理に基づけば、環境破壊や、そのおそれのある行為が行われようとしている場合、直接侵害を受けない者にも裁判による救済を求める資格が認められるだろう。たとえば、ミシガン州環境保護法やミネソタ州環境権法などの環境権保護法では、『大気・水・土地・その他の自然資源の汚染・損傷・破壊』や『環境に重大な悪影響を与え、または与えるおそれのある行為』に対しては、すべての州民に宣言的判決、差し止め判決などの救済を求める資格²⁴が認められる。つまり、実質的に原告適格の制限を廃止している。

米国の行政事件の一般的な原告適格を定めた行政手続法702条が、侵害を受けた場合に司法審査を求めることができるとする利益は、「経済的価値と同様に、審美的、(環境)保全的、レクリエーション的なものを反映したものでよい」²⁵とされ、日本に比して広範な原告適格が認められることがわかる。行政訴訟の原告適格が広く認められることは、自然保護の実質的な手段として有効であり、望ましいものと本稿は考える。

上記のような政策は土地倫理の思想と親和的であるといえよう。その根拠は、すなわち、時に一構成員の利益を制限したとしても、生態系という共同体を保護する全体論的な政策であること。また、経済的利益にとどまらず、審美的、環境保全的、レクリエーション的な利益を認め、自然保護のための実質的手段として機能することである。

以上の議論から、本稿は土地倫理がより望ましいと結論付ける。倫理規範的側面におい

²² 加茂直樹・谷本光男『環境思想を学ぶ人のために』世界思想社、1994年、10頁。

²³ 青木人志は『日本の動物法』東京大学出版会、2009年などで、動物に法的権利を与える議論として動物の法人化を論じている。

²⁴ 畠山武道「自然保護の思想」淡路剛久・寺西俊一編『公害環境法倫理の新たな展開』日本評論社、1997年、277頁。

²⁵ 関根孝道『南の島の自然破壊と現代環境訴訟 開発とアマミノクロウサギ・沖縄ジュゴン・ヤンバルクイナの未来』関西学院大学出版会、2007年、12頁。

て人間の利害と極端に対立し、政策的側面における実現可能性が低い動物解放論であるが、一方で土地倫理は倫理規範として野生動物や絶滅危惧種の保護を積極的に肯定し、また、人々に経済的見地からのみの自然利用を改めるよう作用する。政策的側面においては、人間中心主義を脱しない現状の政策とも調和しており、また、直接侵害を受けなくとも、自然破壊やそのおそれのある行為に対して司法による救済を求めることが正当化される。つまり、土地倫理は動物解放論よりも実践的であるといえる。

人間中心主義か非中心主義かという議論は、実際の問題解決には影響しない。重要なことは土地倫理が全体論的な環境倫理であるという点である。環境問題が国際的な問題となっている昨今において、その解決のためには、従来の個体主義ではなく、全体論的な思想が必要であると考えられる。野生生物や絶滅危惧種を含めた環境は時に人間の利益のために不可逆的に破壊される。環境破壊を防ぐためには、個体主義ではなく、時に人間の利益を制限したとしても環境保護を優先することが可能な倫理、つまり土地倫理のような全体論が妥当である。

おわりに

環境問題が顕在化、深刻化する近時の社会において、人間中心主義から人間非中心主義へと思想の変容が必要ではないかという議論がなされてきた。本稿では、人間非中心主義のうち、2つの立場を考察した。感覚能力中心主義の議論として第1章で動物解放論を取り上げ、功利主義に基づくシンガーの議論と、義務論の延長にあたる権利論に基づくレーガンの議論について述べた。第2章では倫理の対象範囲を土地や水にまで拡大した生態系中心主義の議論として、土地倫理を提唱したレオポルドの議論を見た。第3章でそれぞれを倫理規範的側面と政策的側面の2つの側面から比較した結果として、人間中心主義としての解釈も可能であり、実践的である土地倫理が望ましいものと結論した。すなわち、人間中心主義か非中心主義かにかかわらず、動物解放論のような個体主義的な倫理ではない、より全体論的な倫理が昨今の環境問題に対応する上で必要であると結んだ。